

緊急報告第6号様式

松山刑発第158号

令和4年1月13日

あ て 先	矯正局長 殿 高松矯正管区長	発 信 人	松山刑務所長
-------------	----------------------	-------------	--------

自殺企図事案速報

1 事案の概要・経緯について

令和4年1月11日（火）午前5時34分頃、法務事務官看守 [] (以下「[] 看守」という。) が、 [] の巡回勤務中、 [] (単独室) を視察した際、事故者が、

[] うつぶせに倒れており、また、同便器の給水用配管に居室着が結び付けられ、同居室着の一端が事故者の頸部付近に垂れ下がっている状況を現認したことから、同分、 [] 看守が非常ベル通報し、同時36分、同通報により駆け付けた応援職員が、同じく同通報により駆け付けた監督当直者 [] (以下「[] 統括」という。) の指揮により同室を開扉した上で、[] 統括らが同室内に入室したところ、事故者は、ひねってひも状にした居室用半袖シャツ [] 輪状にし、同輪を同配管の上部突起部分に掛け、また、同シャツ [] タオル [] で結び輪状にし、同タオルを結んでできた輪の中に自己の頸部を入れ、うつぶせの状態で [] のを認めた。

そのため、[] 統括は、同時38分、応援職員に事故者の救命措置を講ずるよう指揮するとともに、直ちに救急車の要請を指揮し、同時49分、当所に到着した救急車により、同時57分、[] 病院に搬送されたところ、同月12日午後零時29分、同病院医師により死亡が確認された。

なお、事故者の最終生存確認については、同5時19分頃、事故者の居室内において、事故者が布団を首元付近まで掛け、頭を居室扉側に向けて仰向けて就寝しているのを巡回職員が確認している。

2 事故者名等

- | | | |
|-------------|---|-----|
| (1) 身 | 分 | 受刑者 |
| (2) 氏 | 名 | [] |
| (3) 生 年 月 日 | | [] |
| (4) 罪 名 | | [] |

- | |
|------------------|
| (5) 刑名・刑期 |
| (6) 入所日 |
| (7) 刑の終了日 |
| (8) 入所度数 |
| (9) 制限区分及び優遇区分 |
| (10) 所内における行状の良否 |
| (11) 住所 |
| (12) 本籍 |

3 推定事故原因

詳細調査中

4 事故に対し採った処置

- (1) 令和4年1月11日（火）午前5時34分頃、[] 看守が同階を巡回勤務中、事故者の居室内を視察した際、事故者が、[] うつぶせに倒れており、また、居室内の便器の給水用配管に居室着が結び付けられ、[] 同居室着の一端が事故者の頸部付近に垂れ下がっている状況を現認したことから、[] 看守が事故者に対して呼びかけるも反応がなかったため、同分、非常ベル通報した。
- (2) 同時36分、同通報により、[] 統括外複数名の応援職員が事故者の居室前に駆け付け、[] 統括の指揮により事故者の居室を開扉し、法務事務官看守[]（以下「[] 看守」という。）が、事故者の首から[] のタオルを外し、[] 看守が[] 後、[] 看守及び[] 看守が事故者の脈動を確認したところ、脈動が確認できなかったことから、同時38分、[] 統括が救急車要請及び事故者の心臓マッサージを指揮し、[] 看守が心臓マッサージを開始した。
- (3) 同時40分、法務事務官看守[] が119番通報し、救急車を要請した。
- (4) 同時40分の119番通報により、同時47分、救急車が当所に到着し、同時49分、救急隊員が事故者の居室に到着した。
- (5) 同時57分頃、救急隊員が事故者に対する救命措置を講じつつ、[] 病院へ緊急搬送するため、事故者を乗せた救急車が当所を出発した。
- (6) 同日午前6時2分頃、同救急車が同病院へ到着した後、同病院医師による事故者の救命措置が施された。
- (7) 同時12分頃、事故者的心拍が再開した。

(8) 同時30分頃、事故者の居室内を検査したところ、

[REDACTED] を発見した。

(9) 同日午前7時8分、本件事故発生について、松山地方検察庁へ通報した。

(10) 同日以降、同病院医師により、事故者に対する救命措置等が講じられていたものの、同月12日（水）午後零時29分、同病院医師により死亡が確認された。

(11) 同日午後4時25分から [REDACTED]において、松山地方検察庁検察官検事による司法検視及び行政検視が実施され、同検事から死亡原因は低酸素脳症であり、事件性はない旨の検視結果が示された。

(12)

5 その他

(1) 本日の収容人員は、598名であった。

(2) 令和4年1月11日午前7時8分、本件事故発生について、松山地方検察庁へ通報した。

(3)

(4)

(5) 同日午後8時6分、愛媛県警察本部記者クラブ幹事社に対し、当所収容中の受刑者の死亡事案を公表し、同時12分から同日午後9時48分までの間、マスコミ10社（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、愛媛新聞、共同通信、時事通信、NHK、愛媛朝日テレビ、南海放送、あいテレビ）から問い合わせがあり、総務部長、処遇部長及び庶務課長により対応したところ、いずれも想定問答内のものであり、特異な取材等はなかったものである。